

院外処方箋の一般名処方加算について

当センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

近年、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

<一般名処方とは>

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

<長期収載品の選択について>

長期収載品とは後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品への置き換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。患者様が長期収載品を選択した場合に後発品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただく事になります。

不明な点がございましたら、気軽にお尋ねください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

